

日立市監査告示第6号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年6月6日

日立市監査委員 橋 本 仁 一

同 飛 田 謙 一

定 期 監 査 結 果 報 告 書

1 監査の対象部課所等

都市建設部

常陸多賀駅周辺地区整備課、幹線道路整備促進課、都市政策課、住政策推進課

さくら課、都市整備課、道路建設課、用地課、道路管理課、建築指導課

公共建築課

上下水道部

総務課、経理課、料金課、水道課、浄水課、下水道課、浄化センター

議会事務局

2 監査の対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 監査の実施期間

令和7年4月8日から令和7年5月28日まで

4 監査の実施方法

監査対象期間に執行した事務事業について、担当部課所長から説明を求めるとともに、財務に関する共通事項及び重点着眼事項を主眼に監査を実施した。

5 監査の結果

監査の結果、事務処理及び書類等の整備はおおむね適正であった。

以 上